

訪問看護医療 DX 情報活用加算について

目的：2024年診療報酬改定により、地方厚生局等に届け出た訪問看護ステーションの看護師等がオンライン資格確認で使用者の診療情報や薬剤情報を取得した上で指定訪問看護実施に関する計画的な管理を行い、質の高い医療を提供すること

算定内容：月に1回 / 50円

施設基準：(1)訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令(平成4年厚生省令第5号)第1条に規定する電子情報処理組織の使用による請求を行っていること

(2)健康保険法第3条第13項に規定する電子資格確認を行う体制を有していること

(3)医療DX推進の体制に関する事項及び質の高い訪問看護を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して訪問看護を行う事について、当該訪問看護ステーションの見やすい場所に掲示していること

(4)以上の掲示事項についてウェブサイト(アイリスフレール株式会社ホームページ)に掲載していること

医療DXを通じた質の高い医療提供にご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

2026年5月
アイリスフレール株式会社